

令和8年5月1日廃棄

搜二第283号

令和7年4月24日

関係各所属長殿

捜査第二課長

### 知能犯罪に関する告訴・告発の取扱いの留意事項について（通知）

知能犯罪に関する告訴・告発（以下「告訴・告発」という。）は、国民が警察を最後の拠り所として犯人の処罰を求めてくるものであり、警察捜査に対する期待や関心が高いことから、その受理・処理が適正に行われないことにより、結果として警察に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、告訴・告発相談から受理後の処理に至るまでの各段階において、その取扱いが迅速かつ適正なものである必要があります。

府下における告訴・告発の取扱状況については、未処理事件数が増加傾向にあり、受理後1年以上が経過した長期未処理事件の割合が依然として高水準で推移するなど厳しい状況であることから、下記の事項に留意し、被害者、国民の立場にたった迅速的確な対応を徹底するようお願いします。

#### 1 告訴・告発の迅速適正な取扱いの推進

告訴・告発相談については、相談者の立場に立って誠実に対応するとともに、刑事課の係長以上の者が対応し、刑事課長において要件充足性を適正に見極め、警察署長指揮の下、受理又は不受理の判断をするものとし、要件を充足しているものについては、迅速に受理してください。

告訴・告発の要件検討に際しては、複雑な事案で一定の財務捜査を経なければ事件性が判然としないなど特別な事情がある場合を除き、原則として最初の相談日から3か月以内に受理又は不受理の判断を行うよう努めてください。

その際、捜査によらなければ解明できないような事項についてまで相談者に疎明資料の提出を求め、それがなされないことを理由に受理を拒むなど、不適切な対応がなされていないか、相談への対応状況を組織的に管理してください。

#### 2 告訴状・告発状が警察に郵送された場合の適切な対応

郵送されてきた告訴・告発の受理については、必ずしも事前に面で説明を受けなければならないものではないため、従前の相談歴等により、面での説明を受けずとも、告訴・告発の要件が充足されていることが確認できる場合には、速やかに受

理してください。

対面で説明を受けることにより、要件の充足性の検討・確認を行う必要がある場合は、速やかに告訴・告発をしようとする者に連絡し、来署を求めることがあります。が、この連絡に当たっては、郵送による告訴・告発は受理できないかのような誤解・不信感を与えることのないように留意してください。

また、要件充足性の検討・確認に一定の期間を要するため、郵送されてきた告訴状・告発状の写しを作成した上で原本を一旦返送する場合には、告訴・告発をしようとする者に対して、あくまでも要件の充足性の検討・確認に一定の期間を要すること等を丁寧に説明し、不受理にしたものと誤解されることのないように留意してください。

### 3 計画的かつ効率的な事件処理と時効切迫事案の早期処理

事実関係が複雑な案件については、知能犯捜査経験が豊富な捜査員を充てるなど、捜査員の過重な負担を解消するとともに、負担が平準化するよう体制を見直し、業務実態に応じた告訴・告発の取扱い体制を確保した上で、計画的かつ効率的な事件処理に努めてください。

特に、時効切迫事案及び時効切迫事案になる可能性がある告訴・告発については、当課告訴センターと緊密に連絡を取り合うとともに、時効完成1年前には検察庁との事前協議を行い、早期処理に向けた効率的な捜査に努めてください。

### 4 知能犯捜査員の育成

告訴・告発の取扱いは知能犯捜査の原点であるという認識に立ち、告訴・告発に係る事案の的確な見極めと事案に応じた適切な事件化等の対応を通じ、知能犯捜査員の知識・技能の向上に努めてください。

### 5 捜査第二課との緊密な連携

当課では告訴・告発の受理及び処理に関し、事件の進捗状況を一元的に管理して、警察署に対する助言及び指導並びに捜査員の応援派遣を行っています。

告訴・告発相談についても、相談を受理した段階から当課告訴センターに当該広聴相談カードの写しを送付し、その後告訴・告発を受理した際も当課告訴センターに連絡してください。

特に、社会的反響が予想される事案や他府県に波及する事案等の告訴・告発相談については、速やかに当課告訴センターに連絡し、緊密な連携を図ってください。

### 6 大阪地方検察庁との事前協議制度の活用

告訴・告発の受理・処理に関しては、大阪地方検察庁との事前協議制度を積極的に活用して、いかに捜査がしやすい状態まで詰めて受理をするか、また受理後では、いかに争点を絞って効率的に捜査を推進し速やかに送付することができるかが重要であり、案件ごとに具体的な処理方針や必要な捜査事項を十分に打ち合わせるなど、担当検事と情報共有を行い効率的に対応してください。

その際、大阪地方検察庁との事前協議の窓口となっている当課告訴センターへの適時適切な連絡・相談にも配意してください。

以 上

[この係] 聴訴係 [ ]  
指導係 [ ]